

意見書

平成 21 年 9 月 6 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 あて

郵便番号

住所

氏名

メールアドレス

情報通信審議会議事規則第 5 条により、平成 21 年 8 月 6 日付け情審通第 57 号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（案）に関し、次のとおり意見を提出します。

（携帯電話の料金）

携帯電話市場は、見た目には派手な CM で競争的にみえますが、実態は寡占市場そのものです。

したがって、接続料の透明化や値下げを進めることに賛成します。

それは、世界的にも高い携帯電話料金の値下げにつながると考えるからです。

しかしながら、イーモバイル社を除く他の携帯会社は、接続料を下げても、携帯電話料金は下げない方針と報道されています。

こんな論理がまかりとおってよいのでしょうか。

値下げしないという会社には、その理由について利用者への説明を義務付けたり、

無線免許の取り消しを行うなどの厳しい措置を考えるべきだと思います。

審議会はこうした業者のご都合主義を放置するのではなく、料金値下げを強く指導すべきです。

（携帯電話の解約料）

携帯会社が新しく始めた料金プランは、利用者に著しく高い解約料を課すものです。

とりわけ、KDDI（au）社の2年縛りの料金は、最初の2年だけでなく、その後も2年ごとに更新が必要で、

高い解約料なしで他社に移れる期間は、24ヶ月毎に1ヶ月だけという、極めて不利な条件を利用者に押し付けるものです。

しかも、利用者への説明はほとんど行われておらず、このままでは大混乱が起きると思います。

審議会は、こうした反競争的で、消費者契約法の趣旨に反するような契約条件を放置するのではなく、

問題のある行為として積極的に取り上げ、是正を図るべきです。